

2011(平成23)年1月25日

文化審議会著作権分科会
会長 野村 豊弘 様

社団法人日本芸能実演家団体協議会
専務理事 大林 丈史

各小委員会におかれましては、ご審議の取り纏めにご尽力いただき、感謝申し上げます。

本日、欠席のため、以下の通り書面にて意見を申し上げます。

権利制限の一般規定の導入について、権利者側は、これまで、以下の懸念や意見を述べてきました。

- ・ 権利制限の一般規定が実質的に権利者の利益を害する事例にまで拡大して適用されるおそれがあるのではないか
- ・ 権利の集中管理機関が整備されるなどして権利者の許諾が得られるような場合にまで適用すべきではない
- ・ いわゆる「居直り侵害者」が蔓延するおそれがあるのではないか
- ・ 権利制限の一般規定を、国際条約に定める「スリー・ステップ・テスト」に反するような場合についてまで適用すべきではない

他方、今般の『文化審議会著作権分科会報告書(案)』では、これらの懸念が、権利制限の一般規定の要件や趣旨を条文上一定程度明確にすることや、その要件や趣旨などについて十分に周知を図ること等によって、ある程度解消され得ると述べられています。

しかしながら、現時点では、その具体的要件・趣旨の周知方法及び解釈の指針などの明示がなく、また、条文案そのものすら示されていません。条文の規定振りによっては、権利制限の一般規定の適用と解釈の範囲が大きく変わることも考えられます。条文案をめぐる関係者の議論がないままに、権利制限の一般規定の導入が先行することは、権利者側の懸念を、到底解消することはできませんし、著作物等を利用する側にとっても、安心して利用できる環境が整ったと言えるものでもありません。

したがって、前回の発言の繰り返しで恐縮ですが、条文試案など権利制限の一般規定に係る具体的な規定振りに基づいて議論すべきであると思料します。その上で、権利制限の一般規定を導入する場合であっても、上記権利者側の懸念が顕在化しないよう、一方で利用者も安心して著作物等を利用することができるよう、権利制限の一般規定の適用状況の検証などの対応が検討されることを希望します。

以上